

きっぷのご利用案内

乗車券の発売開始

1. 普通券・回数券…発売当日から有効となるものを発売します。
2. 定期券…有効開始日の14日前から発売します。

乗車券の有効期間と使用条件

1. 普通券…発売当日、乗車1回に限り使用できます。
(往復の場合は、有効期間2日となります。)
2. 回数券…発売の日から3か月間有効で、11回使用できます。

乗車区間の変更

1. 普通券、回数券（通学用割引回数券を除く）の変更
使用開始された後、乗車区間を変更される場合は、すでにお支払いになった運賃とご乗車の駅から変更される駅までの運賃を比較して不足額があれば差額をいただきます。過剰額があっても払いもどしはしません。
2. 定期券の券面表示区間外への乗車
定期券で券面表示区間をこえて乗車される場合は、券面表示区間から変更される駅までの普通運賃をいただきます。

乗車券の払いもどし

使用開始前に払いもどされる場合は次の手数料をいただきます。

乗車券等の種類	払いもどしの条件	手数料
普通券	有効期間内かつ乗車開始前	200円
回数券	有効期間内	220円
定期券	有効期間の開始前	220円

大人と小児

1. 12才(中学生)以上の方は、大人の運賃になります。
2. 6才以上12才未満(小学生)の方は小児として、大人の運賃の半額となります。ただし、10円未満のは数は、10円単位に切り上げた額とします。
3. 幼児(1才以上6才未満)は、乗車券をお持ちの6才以上の方に同伴される場合、2人まで運賃が無料となります。ただし、次の場合は小児運賃が必要です。
 - (1) 大人または小児1人に対し、同伴する幼児の人数が2人を超える場合。
 - (2) 幼児だけで旅行される場合。
 - (3) 幼児が団体で旅行される場合、または大人の団体と一緒に旅行される場合。

途中下車

1. 普通券・回数券…途中下車できません。
2. 定期券…定期券に記載された区間内の任意の駅で途中下車できます。
3. 団体券…あらかじめ指定した駅以外では途中下車できません。

団体割引

15人以上の方々が同一行程で旅行される場合、あらかじめお申し出を受けて、「団体」の取扱いをし、運賃は次のように割引します。

団体の種類	人数			無賃扱人員
	15人以上	100人以上	300人以上	
学生団体	中学校	3割引	4割引	・15人以上100人未満の団体 うち1人 ・100人以上の団体149人まではうち2人 ・150人以上は50人まで増すごとに1人加えます
	その他の学校	2割引	3割引	
普通団体	1割引	2割引	3割引	

身体・知的障害者割引

1. 身体障害者・知的障害者の方にはつぎのとおり運賃の割引があります。
 - (1) 1種の方が介護の方とご乗車の場合
…ご本人と介護者の普通券・普通回数券・定期券(おとな)を割引
 - (2) こどもの2種の方が介護の方と定期券でご乗車の場合
…介護者(おとな)の定期券を割引

※上記(1)(2)の場合、障害者の方が車椅子を使用しているときは、当社線内相互に限り介護者2人まで割引いたします。

2. 割引率は5割で、10円未満の端数は切り上げます。
3. 発売の際は手帳の「旅客運賃減額欄」の種別を確認させていただきます。

定期券の発売

各駅で発売する定期券の種類、発売時間は次のとおりです。

発売駅	発売する定期券	発売時間
あすなろう四日市	四日市あすなろう鉄道各駅相互間の定期	6:00~22:00
内部		

※あすなろう四日市経由近鉄線の連絡定期券は近鉄の定期券発売窓口でお買い求めください。

※定期券をお買い求めのため、もより発売駅まで乗車される場合は、運賃のご負担のないよう取扱いますので、係員までお問い合わせください。

手回り品

1. 無料手回り品
縦・横・高さの合計が250cm以内で、それぞれの重量が30kgまでのもの2個です。ただし長さは2mまでのものに限りです。
2. 有料手回り品
小犬・猫・はとなどの小動物を車内に持ち込まれる場合は次のことを守っていただくとともに、容器1個について280円の手回り品料金が必要です。
 - (イ) 長さ70cm以内、縦、横、高さの合計が90cm程度の容器に入れること。
 - (ロ) 容器におさめた重量が10kg以内であること。
 - (ハ) 他の旅客に危害および迷惑をかけるおそれがないこと。(注)・無料手回り品、有料手回り品とも、混雑している列車については持ち込みをおことわりする場合があります。
・無料手回り品の制限をこえるスポーツ用品などについては、係員におたずねください。

3. 車内へ持ち込めないもの

- (1) 危険品 (2) 死体 (3) 動物(有料手回り品の小動物を除く)
- (4) 不潔又は臭気のため他の旅客に迷惑をかけるおそれがあるもの
- (5) 車両を破損するおそれがあるもの

●乗車券は着駅までお買い求めください。

●次のような場合は乗車券を無効として回収し全区間の普通運賃と増運賃をいただきます。

- (1) 係員の承認を受けず、乗車券を所持しないで乗車したとき。
- (2) 改札印の押印を必要とする乗車券に押印を受けないで乗車したとき。
- (3) 区間の連続していない2枚以上の乗車券を利用して煙管乗車したとき。
- (4) 定期券の記名人以外の方が使用したとき。
- (5) 券面事項をぬり消し、または改変して使用したとき。
- (6) 有効期間以外の期間に使用したとき。(有効期間を過ぎた定期券はすぐにお返しくください。)
- (7) 係員の承諾を受けず、有効区間以外の区間を乗車したとき。
- (8) 大人が小児用の乗車券を使用したとき。
- (9) その他正しい乗車をしないとき。

その他くわしくは係員にお問い合わせください。